

五戸町予定価格事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約の過程における透明性の確保及び競争性の向上を図るため、当該透明性の確保及び競争性の向上に資するとされている予定価格の入札執行前の公表（以下「予定価格の事前公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表は、財政課が契約事務を処理する建設工事の請負契約並びに測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の受託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札について行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、建設工事の請負契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札について、町長が必要と認める場合には、予定価格の入札執行後の公表とすることができるものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、一般競争入札にあつては入札公告への記載により、指名競争入札にあつては縦覧設計書への記載により行うものとする。

(入札条件)

第5条 対象となる契約の入札に関し、下記の条件を付するものとする。

- (1) 予定価格の事前公表の対象となった入札の執行回数は1回とする。
- (2) 予定価格の事前公表の対象となった入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。
- (3) 内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。
- (4) 予定価格を超える金額の入札は無効とする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年6月1日から実施し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

(五戸町予定価格事前公表の試行に関する要領の廃止)

五戸町予定価格事前公表の試行に関する要領（平成14年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

（実施期日）

この要領は、公布の日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名競争通知を行う指名競争入札について適用する。